

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱

平成21年3月31日
20主税税第441号
知事決定

改正 平成22年5月31日 22主税税第110号
改正 平成26年5月22日 26主税税第73号
改正 平成27年3月25日 26主税税第423号
改正 令和2年3月31日 31主税税第437号
改正 令和7年3月28日 6主税税第318号

(目的)

第1 東京都は、中小企業者が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第5条の5に定める地球温暖化の対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。）第37条第1項及び第39条の7第1項の規定に基づき、事業税の減免を行う。

(用語)

第2 この要綱において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 環境確保条例施行規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）をいう。
- (2) 事業所等 環境確保条例第5条の11第1項第2号イに規定する事業所等をいう。
- (3) 特定地球温暖化対策事業所 環境確保条例第5条の7第9号に規定する特定地球温暖化対策事業所をいう。
- (4) 指定地球温暖化対策事業所相当事業所 環境確保条例施行規則第5条の17第1項に規定する指定地球温暖化対策事業所相当事業所をいう。
- (5) 原油換算エネルギー使用量 環境確保条例施行規則第4条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。
- (6) 特定地球温暖化対策事業所相当事業所 指定地球温暖化対策事業所相当事業所のうち、設備を取得した事業年度の終了の日を含む年度の前年度まで（指定地球温暖化対策事業所相当事業所ではなくなったことにつき、知事の確認を受けたことのある事業所にあつては、当該確認を受けた日を含む年度のうち最も新しい年度から設備を取得した事業年度の終了の日を含む年度の前年

度まで)において3箇年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く3箇年度)連続して、各年度の原油換算エネルギー使用量が1千5百キロリットル以上であるものをいう。

- (7) 地球温暖化対策報告書等 環境確保条例第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策報告書、環境確保条例第6条第1項に規定する地球温暖化対策計画書及び環境確保条例第7条第5項に規定する特定テナント等地球温暖化対策計画書をいう。
- (8) 機器指定要綱 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付20環都計第529号)をいう。

(対象)

第3 事業税の減免は、次の要件のすべてを満たす者について行う。

- (1) 次のいずれかに該当する者(以下「中小企業者」という。)であること。
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項各号に規定する法人のうち、各事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)
 - イ 事業を行う個人
- (2) (3)に規定する対象設備が設置された事業所等(特定地球温暖化対策事業所及び特定地球温暖化対策事業所相当事業所並びにこれらの事業所に係る事務所、営業所等を除く。以下同じ。)に係る地球温暖化対策報告書等(4月以降に新設されたこと等により提出の対象とならない事業所等については、別に定める書類)を提出していること。
- (3) 都内における事業所等において、(1)アに掲げる者にあつては当該減免を行う事業年度(清算中及び解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度を除く。)中に、(1)イに掲げる者にあつては当該減免を行う年度の初日の属する年の前年(年の中途において事業を廃止した年を除く。)中に次のいずれにも該当する設備(貸付の事業又は住宅の用に供する設備、取得時に既に事業の用に供されていた設備及び都の助成を受けた設備を除く。以下「対象設備」という。)を取得したこと(ただし、事業の用に供した事業年度又は年が異なる場合は、当該年度又は年を取得した事業年度又は年とみなす。)。
 - ア 対象設備の取得時において、機器指定要綱第2に規定する指定基準を満たす機器として第5に規定する指定のある設備
 - イ (1)アに掲げる者については法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第23号に、(1)イに掲げる者については所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第19号に規定する減価償却資産として償却をすべきもの(事業の用に供されたことのないものに限り、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除く。)

(減免額)

第4 中小企業者に対する事業税の減免額は、次に掲げる額の合計額（当該事業年度（個人の事業税にあつては年度）の事業税額（個人の事業税にあつては都税条例第39条の7第2項の規定により同条第1項の規定が適用される額）の2分の1（以下「減免限度額」という。）を超える場合は、当該減免限度額）とする。

- (1) 上記第3(3)に規定する対象設備の取得に係る取得価額（法人の事業税にあつては法人税法施行令第54条の規定により、個人の事業税にあつては所得税法施行令第126条の規定により計算した取得価額をいう。）の総額（2千万円を超える場合は2千万円とする。）の2分の1に当たる額
- (2) 当該減免事業年度の開始の前日1年以内に終了する事業年度（以下「前事業年度等」という。）又は当該減免年度の前年度において、減免限度額を超える額のうち、前事業年度等又は前年度の初日の属する年の前年中に取得した対象設備に係るもの

(適用期間)

第5 事業税の減免は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの期間に対象設備を取得した場合に行う。

- (1) 上記第3(1)アに規定する者 平成22年3月31日から令和13年3月30日までの間に終了する各事業年度
- (2) 上記第3(1)イに規定する者 平成22年1月1日から令和12年12月31日までの間

(減免の手続)

第6 減免を受けようとする者は、都税条例第37条第2項又は第39条の7第3項の規定に基づき、知事に申請書を提出するものとする。

(減免の取消し)

第7 知事は、減免を受けた者が、この要綱に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合には、当該減免の全部又は一部を取り消すものとする。

(減免事務の運営)

第8 減免事務の運営については、この要綱に定めるところによるほか、別に定めるところによるものとする。

(実施時期)

第9 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年5月31日 22主税税第110号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成22年5月31日から実施する。

附 則（平成26年5月22日 26主税税第73号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成26年5月30日から実施する。

附 則（平成27年3月25日 26主税税第423号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第2 この要綱による改正後の中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱（以下「新要綱」という。）中法人の事業税に関する部分は、この要綱の実施の日以後に申告納付期限が到来する法人事業税に適用し、同日前に申告納付期限が到来する法人事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する経過措置）

第3 新要綱中個人の事業税に関する部分は、この要綱の実施の日以後に納期限が到来する個人の事業税について適用し、同日前に納期限が到来する個人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日 31主税税第437号）

（実施時期）

第1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月28日 6主税税第318号）

（実施時期）

第1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。